



innoventier 弁護士法人  
Power for the Business

## 企業法務相談室

（第74回）弁護士（日本・ニューヨーク州）まちの町野 静

慶應義塾大学法学部、慶應義塾大学法科大学院を経て、2007年に弁護士登録。大手法律事務所での勤務を経て、2016年11月より弁護士法人innoventierに勤務。2015年に米国デューク大学ロースクール法医学修士(LL.M.)取得。2016年にニューヨーク州弁護士登録。2015～2016年にシカゴの法律事務所に勤務し、米国内でビジネスをする日系企業へのアドバイスに携わる。主に企業をクライアントとして、知的財産法、国際法務、環境法等の分野におけるアドバイスを行っている。

### 今回のご相談

化学品メーカーである弊社は工場で様々な化学物質を取り扱っていますが、昨今、化学物質へのばく露を原因とする労働災害の防止のための新しい規制ができたと聞きました。具体的にはどのような規制になるのでしょうか。企業が気を付けるべき点はどこですか。

- 事業者においても、化学物質の危険性や有害性等を調査するとともに、労働者の危険や健康被害を防止するために必要な措置を講ずるよう努める。
- より詳細な基準等については、労働安全衛生規則等の規則で定める。
- 健康障害を引き起こす可能性がある特定の化学物質の取扱いについては、労安法の特別規則である特定化学物質障害予防規則〔特化則〕が定める。
- 特化則では、がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質や、大量漏洩により急性中毒を引き起こす物質を危険性に応じて第一類物質、第二類物質及び第三類物質の三つに分類し、それぞれの取扱いにつき使用者が講ずるべき措置を定めている。
- その他、物質毎に定められた規則がある。

改正の背景には、特化則の対象外の化学物質により多くの労働災害が発生していたことがあります。この改正では、これら規制の対象外であつた有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の

### 新しい化学物質規制の概要と企業の留意点

- 整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです<sup>3</sup>。
- このうち、労働安全衛生規則の改正の具体的な内容は以下のとおりとなつており、化学物質を取り扱う事業者に対して化学物質のリスクアセスメントの実施や管理体制の整備についての義務を課しています。
- リスクアセスメントが義務付けられている化学物質（以下「リスクアセスメント対象物」という。）の製造、取扱い又は譲渡提供を行う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を担当させる等の事業場における化学物質に関する管理体制の強化
- 化学物質のSDS（安全データシート）等による情報伝達について、通知事項である「人体に及ぼす作用」の内容の定期的な確認・見直しや、通知事項の拡充等による化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 事業者が自ら選択して講ずるばく露措置により、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること（加えて、一部物質については厚生労働大臣が定める濃度基準以下とすること）や、皮膚又は眼に障害を与える化学物質を取り扱う際に労働者に適切な保護具を使用させること、リスクアセスメントの結果に基づき健康診断を実施すること等の化学物質の自律的な管理体制の整備
- 衛生委員会において化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うこと

<sup>1</sup> 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課「新たな化学物質管理」化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ」令和四年二月、一五頁  
<sup>2</sup> 福井地方裁判所令和三年五月一日判決（平成三十一年（ワ）第四七号損害賠償請求事件）  
<sup>3</sup> 厚生労働省報道発表「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」令和四年五月三一日

# 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

## 化学物質による労働災害防止のための法令

メーカーの工場では、製品の製造過程において様々な化学物質が使用されます。日本で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にも上りますが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくありません。そして、職場における化学物質のばく露に起因する労働災害は年間四五〇件程度で推移しているとされています<sup>1</sup>。

厚生労働省の統計では、化学物質による労働災害の例としては、有機溶剤による中毒等、特定化学物質による中毒等、一酸化炭素による中毒等、その他化学物質による中毒等の事例があげられています。具体的な原因としては、中毒性のある化学物質の取扱い時において作業手順を遵守しなかつたり、必要十分な換気やばく露防止のための措置を講じていなかつたことによる中毒が典型例ですが、そもそも当該化学物質の危険性が十分に認識されていなかつたような事例も報告されています<sup>2</sup>。

こうした事例のほとんどは労働災害として労災保険によって被害者（従業員）への補償がなされますが、使用者が従業員の化学物質へのばく露防止のために講ずべき措置を怠つていた場合には、労災保険による補償がある

場合であつても使用者は安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任を負うことがあります。この点、化学品メーカーの工場で顔料中間体の製造に従事して化学物質オルトトロイジンにおいて、裁判所は、使用者はオルトトロイジンによる健康被害や発がん性を認識していないのにばく露防止のための措置を怠つたとして使用者の損害賠償責任を認めています<sup>3</sup>。

日本の化学物質規制やその管理のための法令は非常に複雑なものとなっていますが、労働者の安全管理の観点からは、以下のとおり労働安全衛生法（以下「労安法」といいます）の規定とそれに付随する政省令の規定によっています<sup>4</sup>。

化学物質に関する規制の枠組みは以下のとおりです。

（労安法によるもの）

● 厚生労働大臣は労働者の健康被害を引き起こすおそれにある化学物質等につき、その製造や取扱いに関する技術上の指針を定める